

権利活用に堪え得る特許明細書等の品質

特許第2委員会
第2小委員会*

抄 録 近年、産業界において、知的財産創造サイクルを円滑に廻すべく、技術開発投資の成果物としての知的財産権を有効に活用する動き、即ち、権利取得による自社技術の保護から他社に対する権利活用の動きが高まってきている。このような背景を受けて、特許明細書等に要求される品質が、「審査／審判に堪え得る」品質から、「権利活用に堪え得る」品質へと、より高いレベルへの変革を遂げようとしている。

当小委員会では、主に産業界の立場として、「権利活用」を軸に特許明細書等の品質につき多面的に検証した上で、要求される品質特性を明確化し、品質について可能な限り具体化を試みた。また、特許明細書等の品質を客観的に評価できるチェックシートについて例示し、その運用方法についても検討した。

目 次

1. はじめに
2. 権利活用に堪え得る特許明細書等の要求品質
3. 権利対象を特定するための品質特性
 3. 1 ターゲット明確性
 3. 2 侵害立証容易性
 3. 3 回避困難性
 3. 4 実施料算定容易性
4. 権利範囲に議論を生じさせないための品質特性
 4. 1 対比容易性
 4. 2 用語明瞭性
 4. 3 理解容易性
 4. 4 実施例充実性
 4. 5 論理一貫性
 4. 6 技術的正確性
5. 信義誠実の原則に照らして必要な品質特性
 5. 1 公正性
 5. 2 先行技術開示妥当性
 5. 3 実証性
6. 品質特性と特許明細書等の記載事項
 6. 1 品質特性と特許明細書等の記載事項との関係
 6. 2 特許明細書等のチェックシート例

7. 権利活用に堪え得る特許明細書等の品質管理
8. まとめ

1. はじめに

知的財産立国を目指すべく、わが国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展を基本理念とし、2002年11月27日に知的財産基本法が制定された。続いて、2003年3月1日、知的財産戦略本部が内閣府内に設置され、以後、「知的財産推進計画」が年次策定され、推進されている。

2005年度は、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会にて「知的財産推進計画2005」で挙げられた分割出願制度・補正制度の見直し、特許権侵害への対応の強化等の特許制度に関する課題について、検討されてきている。

産業界としても、知的財産創造サイクルを円滑に廻すべく、技術開発投資の成果物としての

* 2005年度 The Second Subcommittee, The Second Patent Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

知的財産権を有効に活用する動き、即ち、権利取得による自社技術の保護から他社に対する権利活用の動きが高まってきている。

このような背景を受けて、特許明細書等¹⁾に要求される品質が、「審査／審判に堪え得る」品質から、「権利活用に堪え得る」品質へと、より高いレベルへの変革を遂げようとしている。

当小委員会では、主に産業界の立場として、まず、「権利活用」を軸に特許明細書等の品質を多面的に検証した上で、要求される品質特性を明確化し、「権利活用に堪え得る」品質について可能な限り具体化を試みる。次に、実際の企業における実務として、特許明細書等の品質を客観的、体系的に評価するために、具体的に運用が可能なチェックシートについて、前述の品質特性を基に検討を加え、品質特性毎に評価が可能なチェックシートと、特許明細書等の記載項目毎に評価が可能なチェックシートとの二種類のチェックシートを例示し、その運用方法についても検討する。

本稿では、特許明細書等に記載された発明が特許性を有することを前提として、その特許明細書等が「権利活用」に堪え得るか、を主要観点として論じる。従って、発明の新規性や進歩性等の特許要件、発明そのものの質（先進性等）については、論じないこととした。

なお、本稿は、2005年度特許第2委員会第2小委員会メンバーである、佐野夏茂（小委員長、トヨタ自動車株式会社）、長井政春（小委員長補佐、ソニー知的財産ソリューション株式会社）、垣田直彦（株式会社カネカ）、吉田英一（カルソニックカンセイ株式会社）、宮沢知樹（大正製薬株式会社）、増山智将（新日鉄ソリューションズ株式会社）、高沢明弘（富士写真フイルム株式会社）、勝間義浩（大日本スクリーン製造株式会社）、柳澤秀彦（株式会社日本製鋼所）、高城真（松下電工株式会社）、橋本幸一（株式会社豊田自動織機）により執筆されたも

のである。特許第2委員会委員長の峯崎裕氏（日産自動車株式会社）には、本稿の内容につき、種々ご助言を戴いた。

2. 権利活用に堪え得る特許明細書等の要求品質

一般的に、「審査／審判に堪え得る」特許明細書等に留まらず、「権利活用に堪え得る」特許明細書等というためには、権利活用の対象の特定が容易であり、権利者と相手方との間に当然生じるであろう議論や争いを未然に防止できることが特許明細書等の品質に要求される。また、たとえ権利者と相手方との間に争いが生じたとしても、迅速に、相互に納得感を得られた上での解決が可能である、というレベルの品質が権利書としての特許明細書等に要求される。しかし、特許明細書等に要求される品質を包括的に定義することは極めて困難であり、現実性に欠ける。そこで、特許明細書等に要求される品質という抽象的な対象を、様々な側面から捉えることで、より具体化することが必要となるが、この様な試みは従来からも存在した。

まず、出願代理人の視点から、「権利活用」を考慮した特許明細書等の書き方を論じた例が見られる²⁾。例えば、権利行使先の考慮、最終製品形態の考慮、想定実施料の考慮、侵害立証し易さの考慮、第三者の特許発明回避の考慮等、といった観点で特許明細書等を作成する場合の留意点が論述されている。クライアントからの要求である、「権利活用」という視点で見た品質を、出願代理人として日常的に重要視される、特許明細書等の書き方にフィードバックを図った例として、注目に値する。

また、工学的アプローチの視点から、コンピュータソフトウェアの品質管理にならって、特許明細書等に要求される品質を、権利書としての特性（発明本質抽出性、発明展開性、強韌性、実施可能担保性）と、技術文献としての品質特

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

性（明瞭性、論理性）に分けてプロセス分析し、特許明細書スキルの成熟度モデルを構築した例も見られる³⁾。特許明細書等の品質という抽象的な対象を多面的に分析した例として、注目に値する。

当小委員会では、主に産業界の立場より、権利活用段階の実務面の観点で、特許明細書等に要求される品質を、可能な限り、機能的な品質特性から分析し、明確化することを試み、13項目の主要な品質特性を導出した。ここで、これらの品質特性について、相互に深く関連する、或いは、重要性やアプローチの次元が異なる等の理由から、本来的に同列で扱うべきものではない、との見方もある。しかし、特許明細書等に要求される品質を明確化し、最終的に特許明細書等に反映できる程度に具体化させるためには、多少の重複感や概念的な大小関係を理解した上で、敢えて列挙し検討を加えることが、より妥当であると考えられる。そこで、当小委員会では、導出された各品質特性を、①権利対象を特定するための品質特性、②権利範囲に議論を生じさせないための品質特性、③信義誠実の原則に照らして必要な品質特性、の大きく三つの分類に分けて、権利活用段階の実務面において重要な判断プロセスに沿った方向で纏めてみた。

以下、これらの品質特性について、三つの分類ごとに順を追って詳述する。

3. 権利対象を特定するための品質特性

3.1 ターゲット明確性

権利活用を行う業界、相手先、実施技術が明確であって特定し易いか、各請求項の末尾が通常考え得る範囲で過不足ない広さやカテゴリーとなっているか、を表す特性を、本稿では「ターゲット明確性」と呼ぶこととする。

もしこの特性を欠く場合には、権利活用を行う業界や相手先が明確でないことから、そもそ

も権利活用戦略が策定できないこととなる。また、実施技術が明確でないことから、的を絞った上での効率的な侵害被疑品の発見活動が行えず、市場で一般的に流通している実施形態において侵害被疑品を捉えることが困難となる。

ターゲットが明確でないと想定される代表的なケースとしては、最終製品と中間製品の関係のように侵害被疑品の形態が複数あって、いずれかしか対象としていない場合が挙げられる。例えば、最終製品のみを権利行使の対象として特許請求の範囲の記載が最終製品にしか及んでいない場合には、その最終製品に至るまでの中間製品については権利活用が困難となる可能性がある。よって、中間製品についても権利活用を行うのであれば、中間製品に対応する請求項を準備しておく必要がある。

同様の問題は、複数の構成品からなるシステム製品等でも挙げられる。例えば、システム製品において実際の構成品が別々の販売先から販売されている場合、システム製品としては最終組立者だけが侵害被疑者となるケースである。従って、権利活用の相手先として個々の販売先をも対象としたい場合には、システム製品に係る請求項だけでなく各構成品毎の請求項を備えておくことが望ましい。本ケースにおいて、各構成品に対応する請求項がない場合には、通常、間接侵害を主張することが考えられるが、直接侵害を主張するよりも立証が困難であり、相手先からの反論理由の一因となることは否めない。

別のケースとしては、発明を広く捉えることが可能であるにも関わらず、特定の具体化された構成しか記載されていない場合である。この場合にも権利の対象が限定的に解釈される可能性があり、相手先から反論を招く要因になる⁴⁾。

従って、実務的には、ターゲットとする業界や製品について、明確な戦略を策定した上で、特許明細書等の中で明確に特定し、市場で一般的に流通される製品形態や販売形態に応じて、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

各請求項の末尾を過不足ない広さやカテゴリーで記載したり、対象製品群を複数の請求項でカバーできるように特許請求の範囲を構成することが必要である。

3. 2 侵害立証容易性

特許明細書等の記載が、実施技術の確認を前提とした現実性のあるものとなっているか、を表す特性を本稿では「侵害立証容易性」と呼ぶこととする。権利活用を考える際、特許権者は侵害被疑者に対して、侵害の事実を直接的に提示する必要がある。

もしこの特性を欠く場合には、権利活用が実質的に不能となるか、また侵害の立証が直接的でなく、何らかの仮定の下に行われることになるため、侵害被疑者と特許権者との間でその仮定の妥当性について新たな争いを生じてしまうことになる。

代表的なケースとして「製造方法」に関する発明をそのまま「製造方法」のカテゴリーで特許請求の範囲に記載した場合、その侵害を立証することは一般に困難であるが、その製造方法により特有の物性値を達成できる場合、その物性値を有する「物」のカテゴリーで特許請求の範囲に記載することにより、侵害の立証が容易になる（もちろん「物」の発明として新規であることが前提であるが）。

また「物」のカテゴリーで特許請求の範囲に記載した発明であっても、その発明の構成要件に「製造方法」に関する要件が含まれているような場合（例えばプロダクト・バイ・プロセス・クレーム）には、先のケースと同様に侵害の立証が困難な場合が多いので注意を要する。

従って実務的には、侵害の立証ができるように発明を促えること、特許請求の範囲の表現に注意を払うことが重要となる。

3. 3 回避困難性

実施技術が、特許請求の範囲の技術的範囲から回避できないことを表す特性を、本稿では「回避困難性」と呼ぶこととする。

もしこの特性を欠く場合には、特許発明と同様な効果を有しつつも特許発明の技術的範囲に属さない実施品を排除できなくなり、第三者の実質的な模倣を許すことになる。

この特性を欠く場合としては例えば、特許請求の範囲に不要な限定がある場合、明細書に特許発明の効果が不要に多く記載されており、その効果の少なくとも一つは相手方の実施にはないとの反論を許す場合、および特許請求の範囲のある請求項が上位概念で記載されているが、実施例が一例しかない場合には他の実施態様が技術的範囲に含まれるかどうかについて争いとなりやすい場合などがある。

従って、出願人は自ら認識している、発明に最も近接した先行技術に対して特許性があると認められる最大限の範囲でかつ抜けがないように特許請求の範囲が記載されている必要がある。技術的範囲を画する請求項が重疊的、多面的に記載されていることが望ましい。

また、明細書中には、特許発明の有する発明の効果について必要最小限の効果を記載することで、相手側からある特定の効果は実施品にはないとの反論の余地を残さないことにも注意すべきである。

更に、第三者の実施が予想される具体的態様については網羅的、明示的に記載されていることが望まれる。

3. 4 実施料算定容易性

権利活用を想定した明細書では、権利活用の対象とする相手製品や実施行為から実施料の金額算定が合理的に行えるよう記載されていることが望まれる。本稿では、このような品質特性

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

を「実施料算定容易性」と呼ぶこととする。

権利活用を考える場面で、相手方に対して実施料を合理的且つ説得力をもって主張できるか否かは重要な問題である。実施料の算定は、通常、対象となる製品等の売上や利益をベースに行われる。従って、特許請求の範囲の記載は、その広さと市場における実施形態とのバランスを考慮した上で、可能な限り多くの実施料が合理的に算出できることが望まれる。また権利活用の対象製品における当該発明の貢献や寄与度を適切に評価できるよう、当該発明の効果が過不足なく適切に記載されていることが必要である。

もしこの特性を欠く場合、説得力のある実施料の算定が困難となるため、相手方と実施料を巡って対立することで和解困難な状況に陥り、議論を長期化させる要因となり得る。交渉では、相手からの実施料に対する引き下げ要求を許す隙となり、訴訟では、実施料を低く認定される虞も生じる。

実施料算定が容易でないと想定されるケースとして、例えば、特許請求の範囲に客観的に売上等の算定が困難な物品や製造方法、評価方法等を記載した場合や、製品全体への発明の寄与度評価が困難な組込み部品や特定部位、間接品、中間品を記載した場合等が挙げられる。また、必然的でない発明の効果を「解決手段」や「発明の効果」の欄に記載した場合には、請求項の構成要件をすべて備えるがその効果を奏しない侵害被疑品等については属否判断の疑義を生ずるため、実施料算定に悪影響を及ぼすと思われる。

従って、実務的には、売上等の算定が可能な最終製品等を特許請求の範囲に記載することが望まれる。また、製造方法に特徴がある発明の場合、その特徴が最終製品に現れるときには、その特徴を織り込んだ形で最終製品等を特許請求の範囲に記載することが必要である。

4. 権利範囲に議論を生じさせないための品質特性

4. 1 対比容易性

実施技術と特許請求の範囲の発明特定事項（構成要件）との関連付けが容易であるか、を表す特性を、本稿では、「対比容易性」と呼ぶこととする。

侵害訴訟、警告、ライセンス交渉、自社製品の特許による保護等、特許を有効に活用する場面においては、実施技術が特許発明の技術的範囲に属することを確認するために、実施技術と構成要件との対比を行う。

もしこの特性を欠く場合には、裁判所や当事者間において例えば準備や審理に時間がかかり、自社製品の特許による保護もできず無用な特許を保有することにもなりかねない。

対比容易性がないと想定される代表的なケースとしては、特許請求の範囲の発明特定事項（構成要件）間の重複感や、実施例の構成との関係の曖昧さにより、市場で流通する実施形態に対応できない場合が挙げられる。また、ソフトウェア関連発明において、特許請求の範囲の発明特定事項（構成要件）として論理構成のみが記載され、市場で流通する実施形態との対比ができない場合が挙げられる。

従って、実務的には市場で流通する実施形態との関係を明確にした上で、特許請求の範囲の発明特定事項（構成要件）間の相互関係も考慮しつつ、特許請求の範囲を記載することが必要となる。その際、一の特許請求の範囲で限界がある様であれば、多面的記載や発明の単一性の要件を満たす形で、複数の特許請求の範囲を構築することも必要である。また、ソフトウェア関連発明については、その論理構成だけでなく、ソフトウェアの働きについて目視可能な形で表現する（現象面からの記載）ことも必要である。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

4. 2 用語明瞭性

特許明細書等で使われる用語が、辞書・辞典等に定義され一義的に決まっているか、又は明細書中に定義されているか、を表す特性を、本稿では「用語明瞭性」と呼ぶこととする。

特許発明の技術的範囲は、特許請求の範囲に基づき定められる（特許法第70条第1項）ことから、そこで使われる用語は特許発明の運命を左右し、また特許請求の範囲で使われる用語の意義は、明細書の記載及び図面を考慮して解釈される（特許法第70条第2項）ことから、明細書等で用語の技術的意義を明確にすることは極めて重要である。

もしこの特性を欠く場合には、用語の技術的意義が一義的に理解できず、権利活用時等に相手方から特許発明の技術的範囲が不明確と主張され争いとなったり、特許発明の技術的範囲に疑義が生じ権利者の意図に反して限定解釈される虞が生じる。

用語が明瞭でないと想定される代表的なケースとしては、特許請求の範囲の用語が一般的でなくかつ明細書中の定義がない場合、権利を広く取得する目的で抽象的又は幅のある用語を使用する場合が挙げられる。

従って、実務的には、出願時において、特許明細書等で使う用語、特に発明の特徴・本質を左右する技術的用語については、専門図書を参照して正確な技術用語を使用し、造語を用いるときには必ず定義したり、多義的な概念を持つ用語はどの概念で使うのかの定義付け（例えば、「弾性」や「可撓性」等については、その程度を明記する等）を行うことが、権利活用時の争点を未然に防ぐ又は最小にするためにも必要である。

4. 3 理解容易性

概念図等を用いて発明の原理等を簡潔に示し

た上で、段階的に発明の詳細説明が行われているか、を表す特性を、本稿では、「理解容易性」と呼ぶこととする。

権利活用を考える場合、明細書は技術内容が当事者はもとより、裁判官、弁護士が理解しやすい内容に記載されていなければならない。係争の場で裁判官がその発明の本質を理解できなければ、発明の本質とは異なる部分に重点をおいて心証形成がなされ、間違った判断をしてしまうからである。

もしこの特性を欠く場合には、発明の本質が理解しにくいことから、侵害被疑品が技術的範囲に含まれることの立証が難しく、又、技術が理解しにくいことから技術的範囲の境界線が不明瞭になり、無用な係争を引き起こす虞がある。更に、侵害者に実施可能要件（特許法第36条第4項第1号）を満たさず、明らかな無効理由を有する蓋然性が高いとして、権利濫用の抗弁をされる虞もある。

具体的に理解容易性を欠くと想定されるケースとしては、可動性の機械的構造に関する発明において、発明を文章だけで説明しているため、機械の動作が理解しにくく、発明の本質が理解できない場合等があげられる。

従って実務的には、文章だけで理解しにくい事項を説明する場合、例えば可動性の機械的構造の場合には動きの各段階の図面を添付する等、図面等も積極的に活用し、原理等を示した上で、段階的に詳細説明を行うことが必要である。

4. 4 実施例充実性

十分な実施例のサポートがあるか、を表す特性を、本稿では、「実施例充実性」と呼ぶこととする。

係争に発展した場合、侵害被疑品の特定は非常に重要である。しかし、侵害被疑品は発明の当初の態様と必ずしも一致するものではなく、当初の発明の態様とは異なるものであることも

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

考えられる。その様な場合、実施例が当初の発明の態様に限定されず、様々な態様を想定して記載されていれば、特許請求の範囲の隅々まで権利を主張しやすくなる。

もしこの特性を欠く場合には、係争の際、所謂サポート要件（特許法第36条第6項第1号）違反で、明らかな無効理由を有する蓋然性が高いとして、権利濫用の抗弁の余地を与える他、技術的範囲を実施例に限定解釈する余地も残してしまう。

実施例充実性が欠ける具体例としては、上位概念を十分にサポートできるだけの実施例が無い場合等が典型的であるが、マーカッシュタイプの請求項で選択肢としてあげられている要件について実施例の記載がない場合等もあげられる。また、数値範囲を限定した請求項の場合、その数値範囲の臨界的意義をサポートするのに十分なデータが記載された実施例が必要である⁵⁾。

従って実務的には、特許請求の範囲の記載をサポートするのに十分な実施例が記載されているか確認し、不十分であれば充実させることが必要である。

注意が必要な場合としては、特許請求の範囲の要件を満たすにもかかわらず、実施例ではなく比較例としてしまうことがあげられる。このような場合、意識的除外ととられ権利主張が難しくなってしまう。

4. 5 論理一貫性

論理的にみて、特許明細書等の全般に渡って記載に矛盾がなく、一貫しているか、を表す特性を、本稿では、「論理一貫性」と呼ぶこととする。

権利活用の際、対象となる相手方に出来るだけ反論の余地を与えないよう、特許明細書等の全般に渡って論理が一貫しており、特に特許請求の範囲、目的、解決課題、手段、効果の対応関係に矛盾がないことが重要となる。

もしこの特性を欠く場合には、矛盾があることによって余計な疑義が生まれ、議論を長引かせる要因となったり、発明未完成等、特許の有効性が問われるような、根本的な抗弁の材料を与えてしまうことにもなりかねないことから、常に一貫した筋道に沿って説明されていなければならない。

具体的に論理が一貫していないと想定されるケースとして、例えば、考え得る実施例を数多く列挙するあまり、特許明細書等に記載した発明の効果について、客観的にみて、その効果を得難い実施例まで追加記載してしまう場合等が挙げられる。

従って、実務的には特許明細書等の各項目毎に矛盾がないことは当然のこと、常に特許明細書等の各記載項目間の関係を意識して、特許明細書等の全般に渡って一貫した記載をすることが必要である。

4. 6 技術的正確性

技術的にみて正確に記載されているか、を表す特性を、本稿では、「技術的正確性」と呼ぶこととする。

権利活用を考える場合、当然のことながら相手方の実施技術が当該発明の権利範囲に属している必要があるが、その前提として、当該発明が技術的にみて正確に記載され、当業者に違和感を生じさせないことが重要である。

もしこの特性を欠く場合には、権利活用の対象製品と考えていたものが、権利範囲に含まれなくなり、権利活用が不可能になるという根本的な問題が発生する虞がある。特許明細書等のごく一部に誤りがあり、その誤りが当業者にとって単なる誤記と解釈される程度であれば問題ないと考えられる。しかし、その誤りが、特許明細書等の技術的記載全般に渡って影響を与える場合には補正／訂正が認められず、結果的に、意図した権利活用が不可能となる。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ここで、誤りが些細なものであれば、発明者でなくとも特許明細書等の作成に携わる特許実務者にて摘出は可能であると考えられるが、誤りが技術的に高度なものである場合には、もはや発明者／実験者、これらと同等の技術的知識を有する特許実務者でなければ摘出できないことに注意すべきである。

例えば、ケースとして、所謂「脇下汗吸収パット事件」⁶⁾がある。この判決では、「曲率」と「曲率半径」の誤りがあり、訂正審判で一旦は認められたものの、従前の訂正無効審判で訂正が無効とされ、結果的に、技術的意味合いが全く逆となっている。

また所謂「あられ菓子の製造方法事件」⁷⁾では、特許請求の範囲等に「摂氏」と「華氏」の誤りがあったが、誤記の訂正が、実質上、特許請求の範囲を変更するものとして許されなかった。

従って、実務的には当該発明に関して十分な技術的知識を持ったものがチェックを行い、技術用語、数値あるいは単位等は当然のこととして、当業者からみて特許明細書等の全般的な記載に重大な技術的誤りがないか、十分な確認を実施することが重要である。

5. 信義誠実の原則に照らして必要な品質特性

5.1 公正性

発明者が生み出した発明について、最良の実施形態の開示や不足のない技術説明等により、信義誠実の原則に照らして、公正に記載されているか、を表す特性を、本稿では、「公正性」と呼ぶこととする。

本特性は、特許明細書等全体に関わるが、直接的には「発明を実施するための最良の形態」の項目が最も関連が強く、例えば、化学の発明においては「実施例」も同様に関連が強い。

もしこの特性を欠く場合、信義誠実の原則に照らして、公正に発明を開示していない場合には、侵害被疑者等の当事者或いは裁判官等の第三者に当該特許に対して不信感を与え、心証を悪化させることともなる。

また最良の実施の形態の開示や技術説明が不足していると、当業者が当該特許公報により実施の検証を行うことが困難となり、特許されているにも関わらず、所謂実施可能要件違反を相手方から主張されて、権利活用時に争いを生む原因となり得る。また出願人が最良の実施の形態を他社に知られることを避けるために、具体的な技術的手段、測定方法等を曖昧にしたりすれば、侵害被疑品の特定に困難を来し、結果として活用価値の低い権利となってしまう虞が生じる。

公正性を欠くと想定されるケースとしては例えば、塩（えん）による記録ヘッドの腐食防止のために記録紙の塩濃度を一定値以下に規定した発明において、当業者にとって非常識な一定値を超える塩を添加した記録紙を用いた比較実験例を挙げてその特許性を主張する場合が挙げられる。

また別のケースとしては、請求項で規定したパラメータの意義やそれを特定するための測定方法が特定されておらず、当業者が用いる測定方法（機器）が複数存在するときに、実際にはパラメータの値が特定できないというような場合が挙げられる。

これらのケースでは、権利活用の場面になってから、問題点が顕在化され、権利活用を断念することにもなりかねない。

従って、実務的には、信義誠実に発明を開示することはもちろんであるが、発明を特定するための測定方法や製造条件等、当業者にとって選択肢の幅のあるものについては、定義を明確にして、出願人も当業者も同じような結果が得られるように公平な記載をするように心掛ける

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ことが必要である。

5. 2 先行技術開示妥当性

開示されている先行技術が、客観的に見て、発明に最も近接しており妥当であるか、を表す特性を、本稿では、「先行技術開示妥当性」と呼ぶこととする。

特許明細書等に記載された発明は、開示された先行技術に対する差異及びその差異に基づく優位性を主張することで、特許性が判断される。従って、客観的に見て、発明に最も近接している先行技術を開示し、その先行技術に対する差異に基づく優位性を明確に示すことが、「権利活用」という観点からは重要である。

もしこの特性を欠く場合には、権利活用時に、権利範囲に大きく影響を与える先行技術が新たに提示されることで、権利活用のために要する費用・時間が増大する虞が生じる。万が一、特許請求の範囲に訂正が必要となった場合には、特許明細書等を開示された先行技術との差異が、当然のことながら明確に記載されていないため、対応に苦慮することにもなる。

先行技術の開示が妥当でないケースとしては、例えば、先行技術の誤認、又は、特許明細書等作成時の先行技術の要約による記載漏れ等が考えられる。前者の場合、先行技術の対象となる特許公報に記載された発明の目的自体が大きく異なると、特許を受けようとする発明との関連度において誤認が生じ易い。後者の場合、先行技術の対象となる特許公報の一実施例に、特許を受けようとする発明と関連度の高い構成が開示されていたとしても、多数の実施例があると埋もれてしまい、先行技術の記載を要約する際に、見落とされがちとなる。

従って実務的には、明細書作成前に、十分な技術的・特許的知識を有する者が、充実した先行技術調査を実施した上で、その調査結果に基づいて、先行技術の対象となる特許公報に対し

て深い読み込みを行い、誤認や漏れ無き様に、特許明細書等に確実に反映することが重要である。

5. 3 実証性

実験方法等が明確であり、実験データの開示が十分で、再現性があるか、を表す特性を、本稿では、「実証性」と呼ぶこととする。

特許明細書等にて実験データを示し、効果を謳う場合には、併せて、実験方法、実験条件、実験装置等も明記し、再現性に配慮する必要がある。特に、特許請求の範囲で数値限定を行った場合には、特許明細書等にて実験データを示し、その臨界的意義を説明することが必須であるため、前記の再現性に留意する必要がある。

もしこの特性を欠く場合には、権利活用時に、権利者が意図する権利範囲とは異なる権利解釈を、相手方に許す余地を残す。数値限定に用いられる物性値には、温度・湿度等の実験条件により変化するものもあり、実験装置又は測定装置が異なることで値が変化するものもある。特許明細書等にて実験条件等の開示が不十分であった場合は、侵害被疑者側が、自らに都合の良い解釈にて実験条件等を設定し、特許請求の範囲に記載された数値範囲に入らないものであると主張する余地が生じ、権利解釈についての議論が長期化する虞がある。

実証性が不十分となるケースとしては、例えば、発明者が実験条件等の特殊性を意識していない場合が挙げられる。常日頃より開発・実験・評価という作業を繰り返す開発部署では、実験条件等を定めた作業標準が設定されている場合が多い。これは社内標準であるのだが、当事者にとっては、その標準が一旦当たり前になると、いわゆる社内用語と同様、世間で一般的なものではない、という認識が欠落しがちとなる。

従って、数値限定を行い実験データを記載する時には、好ましくは、実験条件、実験装置等

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

を漏れなく記載することを、社内にてルール化することが好ましい。仮に、実験条件、実験装置等の記載を省略する場合には、省略しても発明自体に疑義が生じず、解釈にブレが生じない値であるかどうか、十分な確認を行うことが重要である。

6. 品質特性と特許明細書等の記載事項

6.1 品質特性と特許明細書等の記載事項との関係

特許明細書等の品質が、各種の品質特性の観点から分析できることを上述した。

特許法第70条によれば特許発明の技術的範囲は特許請求の範囲だけではなく特許明細書等の全体により解釈されるとしている。

そして、明細書についてみても、特許法施行規則の様式に定められているように「発明の名称」、「技術分野」、「背景技術」、「発明が解決しようとする課題」、及び「発明の効果」等の各記載項目があり、これらの記載の如何によって権利範囲の解釈が定まることになる。

一方、特許明細書等には①権利書としての機能の他にも、②審査対象を特定する機能および③技術文献としての機能がある。本稿では、「権利活用に堪え得る」、即ち、前記①の機能に関して各品質特性において特許明細書等のどの記載項目が強く関連するかについてまず検討した。

本小委員会では各委員により各明細書品質と特許明細書等記載事項との関係をランク付けし、関連性を評価した。その結果、例えば「回避困難性」という特許明細書等の品質特性では、特許明細書等のうち「特許請求の範囲」、「課題を解決するための手段」及び「発明を実施するための最良の形態」と特に強く関連することが分かった。

このように各品質特性と特許明細書等記載事項との関連性を明らかにすることにより、ある

特定の特許明細書等記載項目の記載如何によって、それと強く関連する品質特性が特に左右されることがわかる。また、特許明細書等の記載項目は複数の品質特性と関連することから、ある特定の記載項目の記載が不十分であれば、それと強く関連する複数の品質特性に影響することにもつながる。

6.2 特許明細書等のチェックシート例

これまで個々の品質特性について説明し、特許明細書等との関係について言及した。ここでは、これまで説明したことを踏まえ、品質特性の観点から見て、特許明細書等が、「権利活用に堪え得る」か否かを判断するためにはどのようにすればよいか、また、事前に「権利活用に堪え得る」特許明細書等を作成するためにはどのようにすればよいか、二種類のチェックシートを例示する。

第一のチェックシート（表1）は、「権利活用に堪え得る」特許明細書等か否かを判断することを目的とするものである（以下「品質特性ベースのチェックシート」という）。主に特許後の権利活用（権利行使できるか否かの判断材料等）に利用するものであり、対象者は特許権を有効に活用したいと考えている管理者（技術内容を理解しビジネス上の判断ができる発明者の上司等も含む）等を想定している。また、上記の利用方法のほか、特許事務所の業績評価として利用することも可能であり、さらに、自社と他社との特許明細書等の品質特性を比較して、自社の弱い部分の品質特性を補強することにも役立てることもできると考える。

使用方法は、13項目の品質特性ごとの評価の観点に基づき特許明細書等に不備がある場合には、その問題点等を指摘内容に記入し、表2に示す評価の尺度に基づき最終的に点数評価をして、権利活用に堪えられるか否かを判断するものである。なお、表2に示す評価の尺度は、企

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

業によっても技術分野によっても違うと思うが参考までに示しているものである。

次に、第二のチェックシート（表3）は、「権利活用に堪え得る」特許明細書等を作成することを目的とするものであり、特許明細書等の記載項目が各品質特性を有するか否か、の観点から確認するためのものである（以下、「記載項目ベースのチェックシート」という）。主に特許出願前に使用し、特許明細書等の作成時や特許出願前の最終確認に利用するものであり、評価の主体は、特許明細書等を自ら作成し又は出来上がった原稿案を確認する知財担当者等を想定している。なお、特許明細書等を特許事務所で作成している場合には特許事務所との連絡書にも利用できると考える。

各品質特性につきすべての特許明細書等記載事項が挙げられておらず（表1）、また特許明細書等各記載事項に対応してすべての特許明細書等品質特性があげられていない（表3）のは、品質特性と記載事項との間に強い相関関係を有する組み合わせのみをチェックすることで作業を効率的に行うためである。

使用方法は、特許明細書等の記載項目ごとに挙げられている重要な品質特性から見たチェックポイントに基づき○×等で確認するものである。表3（品質特性ベースのチェックシート）は表1（記載事項ベースのチェックシート）とは異なり点数評価をしない理由は、特許明細書等の内容が不十分の場合には、それを修正してより良い品質に仕上げることを目的としているからである。

なお、特許明細書等には「課題を解決するための手段」の欄があるが、その品質特性については省略している。その理由は、請求項に記載された発明がこの解決手段に包含され、通常は特許請求の範囲に記載された構成となることが多いからである⁸⁾。

7. 権利活用に堪え得る特許明細書等の品質管理

この章では前記チェックシートに基づいて特許明細書等の品質管理を行う場合について論ずる。ただし、企業の業種、年間出願件数、出願処理体制等に応じて適切な管理手法には相違があるため、以下では、各チェックシートを利用する2つのモデルケースを紹介する。

ケース1として、表1のチェックシートを利用して特許明細書等の品質について「権利活用に堪え得る」か否かの評価を行う場合を考えてみる。まず最初に、各企業の特性に応じて権利活用を行うために必要な品質特性と各品質特性毎の重み付け等を検討し、チェックシートの内容を精査する必要がある。また権利活用を行う上で必要な達成基準（表1のチェックシートであれば「評価点」）を設定しておく。チェック工程では、予め定められたチェック期間中にチェック対象者が各明細書の評価を行うことになるが、このモデルケースでは、チェック対象者は権利活用を考える知財担当者又は管理者であり、チェック期間は権利活用を図る前になる。このチェックで得た評価は、前記達成基準を満たすかどうかによって区分され、権利活用を行うかどうかの一次判断に利用される。実際に権利活用を図る前に、交渉先が反論してくるであろう品質特性を予想することにも利用できる。

ケース2として、特許明細書等の作成をほぼ全件特許事務所に外注し、表3のチェックシートを用いて出願前に特許明細書等に不備がないかどうかを日常的にチェックする場合、を考えてみる。まず最初にチェックシートの項目を特許事務所に開示し、企業と特許事務所との間でチェックすべき内容や基準に対して共通の認識を得ることが必要である。これによりチェック項目の見直しや不備等を明確にすることも可能となる。このモデルケースでは、チェック対象

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

者は出願を担当する知財担当者であり、チェック期間は原稿作成後出願前までになる。目的に応じて、例えばチェック対象者を発明者や管理者に変更してもよい。このチェック期間中に得たチェック結果は品質管理情報として特許事務所にフィードバックされ、出願の前に特許明細書等の修正が行われるのが好ましい。以上の工程を特許出願毎に繰り返し行うことで、特許明細書等の品質がチェックシートで規定されたレベル以上に維持される。

8. まとめ

本稿では、主に産業界の立場として、「権利活用」を軸に、特許明細書等の品質を多面的に検証した上で、要求される品質特性を明確化することを試みた。所謂「暗黙知の形式知化」である。これにより、完全とは言えないものの、「権利行使に堪え得る」品質について、ある程度、客観的なアプローチが出来た。改めて、各々の品質特性に目を向ければ、企業特許実務者にとっては、至極、現実感があるものと思われる。これまで体系的に整理されてはこなかったものの、企業特許実務者にとっては、普遍的な要素を含んでいる所以であろうか。今後、企業活動の実情に基づいた、より一層の探求も望まれるところである。

次に、本稿では、企業における実務として、特許明細書等の品質を客観的、体系的に評価するために、具体的に運用が可能なチェックシートについて、品質特性を基に検討を加え、二種類のチェックシートを例示した。

言わば、「暗黙知のツール化」である。一方は、各品質特性毎に評価が可能なチェックシートである。企業にとって特に重要な位置付けの特許について、実際に「権利活用に堪え得る」か否かを判断することを目的とする。他方は、特許明細書等の記載項目毎に評価が可能なチェックシートである。特許実務者が日常的に携わ

る特許明細書等の作成業務において、評価及びそのフィードバックを図り、最終的に「権利活用に堪え得る」特許明細書等に仕上げることを目的とする。

言うまでもなく、本稿で例示したチェックシートは、当小委員会のメンバーによる例示である。実際には、各業界や各企業毎に、異なる価値観や尺度に基づいて、チェックシートを策定、改訂していくこととなろう。例えば、質の高い少数の発明をじっくり温めた上で、自社の知的財産部にて特許明細書等を丹念に仕上げる企業であれば、より幅の広い品質特性や、より高い評価基準が必要であろう。反対に、技術開発の成果として多数の特許出願を期待されてはいるものの、人的資源や資力の都合により、特許事務所への特許明細書等発注に頼らざるを得ない企業であれば、ある特定の品質特性に重み付けを行い、その品質特性において、より精緻な評価基準を準備する必要がある。各企業の取組み方により、各企業のニーズに合致した客観的な評価ツール策定が期待できる。

更に、これらのチェックシートに基づき、実際の企業において、特許明細書等の品質管理についてもモデルケースを想定して考えてみた。

言わば、「暗黙知のオペレーション化」である。

権利活用段階においては、相手方との交渉前に、自社の特許明細書等を「権利活用に堪え得る」か否かの観点で見直すことで、緻密な交渉戦略立案に寄与することも考えられよう。或いは、特許出願段階においては、企業と特許事務所との間の情報共有の上で、「権利活用に堪え得る」か否かの観点から、特許明細書等に修正を施し、個別の特許明細書等のみならず、特許出願群としての品質の底上げを図ることも考えられよう。

各企業の取組み方により、各企業のニーズに合致した実効性のある具体的管理が期待できる。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

最後に、本稿が、特許明細書等の品質向上に寄与することで、産業界での特許有効活用はもとより、特許庁における審査負担軽減、市場における特許紛争の早期解決や未然防止の一助になれば幸いである。

注 記

- 1) 本稿では、煩雑な記載を避けるため、特許出願の願書に添付する、明細書、特許請求の範囲、必要な図面を、総称して「特許明細書等」と呼

ぶこととする。

- 2) 「改訂4版 特許明細書の書き方」経済産業調査会 伊東国際特許事務所編 pp.116~125
- 3) 「特許工学入門」中央経済社 谷川英和・河本欣士著 pp.107~110
- 4) 東京地裁 H12.7.18 平成11(ワ)1346
- 5) 知財高裁 H17.11.11 平成17(行ケ)10042
- 6) 東京地裁 H11.6.29 平成8(ワ)5784
- 7) 最高裁 S47.12.14 昭和41(行ツ)46
- 8) 特許庁HP「特許出願の明細書の作成要領は」
<http://www.jpo.go.jp/toiawase/faq/yokuar09.htm>



表1 品質特性ベースのチェックシート例

年 月 日

整理番号：	発明名称：	チェック担当
-------	-------	--------

評価項目 (品質特性)	評価の観点	出願書類の 主なチェック項目	指摘内容 (問題点等)	評価点 (5段階)
1 ターゲット 明確性	権利活用を行う業界、相手先、実施技術、実施製品が明確であって特定し易いか。請求項の末尾が、通常考えられる範囲で過不足ない広さ、カテゴリーとなっているか。	<input type="checkbox"/> 特許請求の範囲	<記入例> ハードウェアを含むシステム製品しか対象とされていない。プログラム単体についても流通が考えられるのでプログラム・クレームが必要である。	
2 侵害立証 容易性	実施技術の確認を前提とした現実性のある記載となっているか。	<input type="checkbox"/> 特許請求の範囲 <input type="checkbox"/> 最良の形態 (実施例)	<記入例> 機能的表現の発明においては、実施例に定量的なデータを記載して効果の顕著性を示すこと。	
3 回避困難性	権利範囲が不要に縮減されず広く策定されているか。ベストモードを中心に重畳的にクレームされているか。	<input type="checkbox"/> 特許請求の範囲 <input type="checkbox"/> 最良の形態 (実施例)	<記入例> 特許請求の範囲に中位および下位概念の従属請求項がない。特許請求の範囲に対応する形態について実施例を広くカバーする表現またはその作用が明示されていない。	
4 実施料算定 容易性	実施製品における本発明の寄与度について、合理的且つ説得力のある算定が容易であるか。	<input type="checkbox"/> 特許請求の範囲	<記入例> 最終製品ではなく中間品をクレームしているため、妥当な金額評価が困難である。	
5 対比容易性	実施技術と、発明特定事項 (構成要件) との関連付けが容易であるか。	<input type="checkbox"/> 特許請求の範囲	<記入例> ソフトウェアの働きが現象面で記載されていないので、目視可能な形で記載すること。	
6 用語明瞭性	用語が、辞書・辞典などに定義され一義的に決まっているか。又は明細書中に定義されているか。	<input type="checkbox"/> 特許請求の範囲	<記入例> 特許請求の範囲に記載された「可撓性」はその曲がりやすさの程度を明記すること。	
7 理解容易性	発明の本質が理解しやすく、権利活用の際、第三者に理解できる記載になっているか。	<input type="checkbox"/> 最良の形態 (実施例) <input type="checkbox"/> 図面	<記入例> 詳細な説明や図面を参照しても内容の理解ができないので、概念図等を用いて発明の原理を簡潔に示すこと。	
8 実施例 充実性	特許請求の範囲をサポートする実施例を十分に記載しているか。	<input type="checkbox"/> 最良の形態 (実施例)	<記入例> 実施例が、クレームの概念を十分にサポートしていないので、異なる実施例が複数必要である。	
9 論理一貫性	明細書全般に渡って記載に矛盾がなく、一貫性があるか。	<input type="checkbox"/> 発明の効果 <input type="checkbox"/> 最良の形態 (実施例)	<記入例> 記載されている実施例では、発明の効果が得られない場合があると考えられるので、実施例の再考が必要。	
10 技術的 正確性	技術的にみて正確に記載されているか。当業者に違和感を生じさせないか。	<input type="checkbox"/> 発明の効果 <input type="checkbox"/> 最良の形態 (実施例)	<記入例> 実施例に記載されている製品は、実際には説明されている方法では技術的に製造不可能であると考えられるので、製造方法の記載の再考が必要。	
11 公正性	最良の実施の形態の開示や過不足のない技術説明などにより、第三者との無用な争いを生じさせないように注意して記載されているか。	<input type="checkbox"/> 最良の形態 (実施例)	<記入例> 技術説明の開示が不足。請求項に記載のパラメータの意義は開示されているが、パラメータを特定するための測定方法の開示がないので、	
12 先行技術 開示妥当性	開示されている先行技術が、客観的に見て、発明に最も近接しており妥当であるか。	<input type="checkbox"/> 背景技術	<記入例> 先行技術中に、客観的に見て、開示した実施例よりも発明に近接している実施例が存在するため、実施例の修正が必要。	
13 実証性	実験データの開示が十分で、実験方法等が明確であり、再現性があるか。	<input type="checkbox"/> 最良の形態 (実施例)	<記入例> 実験装置に依存する実験結果に対し、実験装置の製品名等、特定できる記載が必要。	

<コメント欄>

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表2 評価の尺度例

	評価点【5点】の尺度	評価点【3点】の尺度	評価点【1点】の尺度
ターゲット 明確性	【5点】現在競合をしていない他業種他社の製品についても広くターゲットとして捉えられており、クレームの末尾が考えられる限り記載されている。	【3点】競合他社を特定していて、それに係る製品については将来予想や別実施形態を含めてターゲットとして把握できている。また自社製品の別の実施形態についてもターゲットとしてクレーム化されている。	【1点】現在の自社実施製品と同じ製品カテゴリーだけがターゲットとして捉えられており、クレームの末尾もそれに限定されている。
侵害立証 容易性	【5点】発明の構成要件と侵害被疑品との対比が、直接的に可能なレベル。 (参考)4点：発明の捉え方や特許請求の範囲のカテゴリー等を変更することにより、発明の構成要件と侵害被疑品との対比が、直接的に可能になるレベル。	【3点】発明の構成要件と侵害被疑品との対比が、当業者の技術常識に基づく仮定を入れることにより間接的に可能なレベル。 (参考)2点：発明の構成要件と侵害被疑品との対比が、何らかの仮定や推定を入れることにより間接的に可能なレベル。	【1点】発明の捉え方や特許請求の範囲のカテゴリー等を変更しても、発明の構成要件と侵害被疑品との対比が不可能なレベル。
回避困難性	【5点】特許請求の範囲に先行技術を含まない限りにおいて不要な発明特定事項がなく、ベストモードを含む複数の実施例がカバーされている。	【3点】特許請求の範囲に先行技術を含まない限りにおいて不要な発明特定事項がない。	【1点】特許請求の範囲に実施例に対応する請求項がある。
実施料算定 容易性	【5点】最も多い実施料算定が可能であり、減額要素も無い。	【3点】合理的な実施料算定が可能だが、減額要素もある。	【1点】合理的な実施料算定が困難。
対比容易性	【5点】目視できる形による多面的な記載（複数のカテゴリーの記載、上位から下位概念の記載、ソフトウェアの動きは現象面での記載を含む）となっており、バラエティに富むイ号との対比も可能な記載である。	【3点】ある程度複数のカテゴリーの記載や上位概念から下位概念の記載がある。	【1点】わかりにくい表現となっており対比不可能である。
用語明瞭性	【5点】すべての用語が一義的で明確である。	【3点】発明の特徴・本質を左右する用語のうち発明の構成要素の名称及び構成要素間の関連付けの語句が一義的で明確である。	【1点】発明の特徴・本質を左右する用語のうち発明の構成要素の名称及び構成要素間の関連付けの語句が一義的で明確でない。
理解容易性	【5点】裁判官、弁護士等にも難なく理解できると思われる。	【3点】当業者であれば理解可能と思われる。	【1点】理解しにくい部分も残る。
実施例 充実性	【5点】特許請求の範囲の隅々まで実施例があり、現時点では選択発明の余地はない。	【3点】特許請求の範囲の隅まで権利主張可能だが選択発明の余地を残す。	【1点】特許請求の範囲の境界線近くではサポート要件違反の攻撃を受ける可能性が高い。
論理一貫性	【5点】明細書全般に渡って一貫性があり、各項目間に矛盾が全く無い。	【3点】本特性の主要項目である発明の効果と最良の形態については一貫性が認められるものの、他の項目には矛盾がある。	【1点】各項目間に多数矛盾があり、一貫性が認められない。
技術的 正確性	【5点】明細書全般に渡って技術が正確に記載されている。	【3点】他の項目等の記載に基づいて、補正、訂正が可能と考えられる程度の不正確な記載が一部に認められる。	【1点】明細書全般に渡って補正、訂正が困難なほどに不正確に記載されている。 (ある事柄について、明細書全般に渡って誤った記載がされている、あるいは、ほとんどの記載が誤りで補正、訂正が困難)
公正性	【5点】信義誠実に発明が開示され、明細書の実施の検証において、実施可能要件違反などの虞がない。裁判官等にも明細書の記載事項により説明が可能。（誰に対しても公平な記載になっている）	【3点】特定の技術分野の当業者には十分な記載であるが、裁判官等には補足資料による説明が必要である。	【1点】明細書の実施の検証において、当業者間でばらつく虞がある、又は正しく再現できるか不明な記載である。裁判官等には理解困難な記載である。（公平でない記載）
先行技術 開示妥当性	【5点】新たな先行技術を指摘される虞は無い。	【3点】客観的に見て、発明に最も近接した先行技術（単独）は開示されているが、別観点で類似する先行技術や組合せに対し、記載が不十分。	【1点】客観的に見て、発明に最も近接した先行技術（単独）が開示されておらず、指摘を受ければ、現在の権利範囲の維持は難しい。
実証性	【5点】十分な実験データが開示されると共に、実験方法も第三者が再現性のあるレベルで記載されている。 ※実施例中に実験データが不要である場合も5点。	【3点】記載された実験データに対し、実験条件等の記載が一部欠けており、侵害被疑品の認定に、異なる解釈の余地がある。	【1点】記載された実験データに対し、実験条件等の記載が殆ど無く、実験の再現性がない。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表3 記載項目ベースのチェックシート例

年 月 日

整理番号：

発明の名称：

チェック担当：

特許明細書等の記載項目	品質特性	チェックポイント	チェック欄 (○/×等)	
特許請求の範囲	ターゲット明確性	・ターゲットとなる対象製品を全て網羅した記載となっている（例えば、完成製品と中間製品のように流通形態の違うような製品もカバーしている）。		
		・過不足のないカテゴリで請求項が記載されている（例えば、装置、方法、製法、記録媒体、プログラムなどの各カテゴリを考慮している）。		
	侵害立証容易性	・侵害被疑品と対比できる表現の記載となっている。		
	回避困難性	・先行技術を含まないように最大限の上位概念で表される権利範囲の記載となっている（不要な限定事項がない）。		
		・中位概念および下位概念の従属請求項の記載となっている。		
	実施料算定容易性	・市場での販売額や利益の算定が可能な記載となっている。		
	対比容易性	・目視できる形による多面的な記載がされている（例えば、複数カテゴリ、段階的記載、ソフトウェアの動きが現象面で記載されている）。		
		・わかり易い表現で記載されている（例えば、当業者が通常使用する言葉を使用している）。		
	用語明瞭性	・用語の技術的意義が明確である（例えば、正確な技術用語が使用され技術的意義が一義的に決まっており、また造語や多義的な用語は明細書中で定義されている等）。		
明細書	背景技術	先行技術開示妥当性	・客観的に見て、発明に最も近接した(単独)先行技術が開示されている。	
			・多観点（構造と作用効果等）にて近接する先行技術の複数開示となっている。	
			・先行技術に対する誤認や、発明に最も近接した先行技術の記載漏れがない。	
	発明の効果	論理一貫性	・記載項目間で矛盾点がない記載となっている。	
			・課題解決手段により得られる効果が記載されている。	
		技術的正確性	・文言、数値等に誤りのない記載となっている。	
			・課題解決手段により技術的に確実に得られる効果が記載されている。	
	最良の形態 (実施例)	侵害立証容易性	・実施技術の確認を前提とした現実性のある記載となっている。	
		回避困難性	・技術的に最良の実施の形態が上位概念で記載されている。	
			・類似の変形例が複数記載されている。	
		理解容易性	・発明の本質から予想できる形態が記載されている。	
		実施例充実性	・予想される態様が十分に記載されている。	
		論理一貫性	・他の記載項目と矛盾点がない記載となっている。	
			・課題を解決するための最良の形態が記載されている。	
		技術的正確性	・文言、数値等に誤りのない記載となっている。	
	・技術的に実施可能な記載となっている。			
公正性	・発明について最良の実施の形態の開示や不足のない技術説明等により、無用な争いを生まないように記載されている。			
実証性	・根拠となる実験データが開示されている（特に、数値限定（数式含む）の発明の場合）。			
	・実験データが臨界的意義を明確にできるように十分な数の実験データの記載がされている。			
	・再現性ある実験方法が記載されている。			
図面	理解容易性	・発明の本質をあらわした図面が記載されている。		

<コメント欄>

(原稿受領日 2006年4月3日)